

2. 高等学校教諭一種免許状（福祉）

高等学校教諭一種免許状（福祉）を得るためには、卒業に必要な単位数を修得するほか、次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

基 礎 資 格	卒業に必要な最低単位数 124 単位以上 (うち、日本国憲法 2 単位、健康スポーツ科学、フィットネス・スポーツ、ウェルネス・スポーツの中から 2 単位を含む。)			
教科及び教科の指導法に関する科目	法令要件	24 単位以上	本学要件	27 単位以上修得
教育の基礎的理解に関する科目	法令要件	10 単位以上	本学要件	10 単位必修
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	法令要件	8 単位以上	本学要件	9 単位必修
教育実践に関する科目	法令要件	5 単位以上	本学要件	5 単位必修
大学が独自に設定する科目	法令要件	12 単位以上	本学要件	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 12 単位以上を修得
計	法令要件	59 単位以上	本学要件	63 単位以上

●高等学校教諭一種免許状（必修科目）

免許法施行規則に定める科目区分等		本学授業科目【単位数】	履修方法等
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	社会福祉学（職業指導を含む。）	●社会福祉原論Ⅰ【2 単位】 ●社会福祉原論Ⅱ【2 単位】 ○社会保障論Ⅰ【2 単位】 ○社会保障論Ⅱ【2 単位】 ○公的扶助論【2 単位】 ○権利擁護を支える法制度【2 単位】
		高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	●高齢者福祉論【2 単位】 ●児童・家庭福祉論【2 単位】 ●障害者福祉論【2 単位】
		社会福祉援助技術	●ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ【2 単位】 ○ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ【2 単位】 ○高齢者ソーシャルワーク【2 単位】
		介護理論・介護技術	●介護論【2 単位】 ○介護概論Ⅰ【2 単位】 ○介護概論Ⅱ【2 単位】 ○介護技術【1 単位】 ○基礎生活支援技術Ⅰ【1 単位】 ○基礎生活支援技術Ⅱ【1 単位】
		社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実施を含む。）	○ソーシャルワーク実習Ⅰ【4 単位】 ○介護実習Ⅱ【2 単位】 ○介護実習Ⅳ【2 単位】
		人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	●人体の構造と機能及び疾病Ⅰ【2 単位】 ○こころとからだのしくみ【2 単位】
		加齢に関する理解・障害に関する理解	○人体の構造と機能及び疾病Ⅱ【2 単位】 ○認知症の理解Ⅱ【2 単位】 ○障害の理解【2 単位】
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	●福祉科教育法Ⅰ【2 単位】 ●福祉科教育法Ⅱ【2 単位】
		24 単位以上修得	計 27 単位以上修得（●印科目 20 単位は必修）
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	●教育基礎論【2 単位】
教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	●教職論【2 単位】
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	●教育制度論【2 単位】
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	●教育心理学【2 単位】
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	●特別の支援を要する児童・生徒の理解【1 単位】
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	●教育課程論【1 単位】
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10 単位以上修得	計 10 単位必修
		総合的な学習の時間の指導法	●総合的な学習の時間の指導法【1 単位】
		特別活動の指導法	●特別活動論【1 単位】
		教育の方法及び技術	●教育方法・技術論【1 単位】
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	●情報通信技術の活用【1 単位】
		生徒指導の理論及び方法	●生徒指導論【2 単位】
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	●教育相談【2 単位】
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	●進路指導論【1 単位】
		8 単位以上修得	計 9 単位必修
		教育実習	●教育実習事前事後指導【1 単位】 ●教育実習（高）【2 単位】
大学が独自に設定する科目	教育実践	教職実践演習	●教職実践演習（中・高）【2 単位】
		5 単位以上修得	計 5 単位必修
大学が独自に設定する科目	大学が独自に設定する科目	12 単位以上修得	○生涯学習論【2 単位】 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて 12 単位以上を修得

※●印科目は必修科目、○印科目は選択科目を示す。